

(2)【単位団向け】

システムについて

Q. 登録システムの利用方法が分かりません。

A. スポーツ少年団登録システム (<https://www.jjsa-entry.jp>) 上のマニュアル (PDF) で利用方法をご確認ください。なお、マニュアルをお読みいただいても分からない場合は、市区町村スポーツ少年団あるいは、都道府県スポーツ少年団へお問い合わせください。また、日本スポーツ少年団にも本システム専用の問合せ窓口を設置する予定です。

電話：03-3481-2222（平日 9:30-12:00、13:00-17:30）

また、問合せ受付時間以外は、メール (jjsa@japan-sports.or.jp) にてお問い合わせいただければと思います。

Q. 紙ベースでの登録はできないのですか。

A. 全て Web 登録による手続きとなります。

Q. 代表指導者がインターネットを使えない場合はどうすればよいですか。

A. 代表指導者住所又は送付先指導者住所に「ユーザー名」「パスワード」が送付されますので、それを用いて、代表指導者以外の指導者や育成母集団、保護者の方々の中でインターネットを使用できる方に手続きいただくようお願いいたします。なお、システム内には当該スポーツ少年団の指導者、団員の個人情報が含まれていますので、取扱いには充分にご注意ください。

Q. Web 登録システムにアクセスできないパソコン等はありませんか。

A. インターネット環境 (Internet Explorer9 以上) が整っていれば、登録システムへのアクセスは可能です。また、スマートフォン、タブレットからの入力手続きも可能です。なお、Internet Explorer 以外のウェブブラウザを使用した場合、正常に動作しないことがあります。

Q. 複数の端末で同時にログインする事は可能でしょうか。

A. 複数の端末で同時にログインすることが可能です。

Q. Web メール(yahoo メール、gmail メール等)の場合も、登録料請求メールを受信できますか。

A. 受信することができます。しかし、ご使用のメーラーの設定 (迷惑メールブロック) 等により受信できないことがあるため、「@japan-sports.or.jp」からのメールについて受信許可設定をお願いします。

Q. 登録メールアドレスに直接、登録料請求メール以外の通知が配信されたりするのでしょうか。

A. 現在は、登録料請求メールのみでの使用となりますが、今後は、スポーツ少年団諸事業などに関する連絡を行う場合があります。

Q. と「パスワード」を忘れてしまいました。

A. 速やかに市区町村スポーツ少年団にご連絡ください。「パスワード」を再発行いたします。なお、「ユーザー名」は単位団番号です。

なお、単位スポーツ少年団には毎年度の登録手続き時に、日本スポーツ少年団が新たなパスワードを発行するので、送付される手続きの案内に記載されたパスワードを使用してください。

Q. ログイン画面で「ユーザー名」、「パスワード」の入力を複数回間違えてしまいログインできなくなりました。どうすればよいのでしょうか。

A. 市区町村スポーツ少年団にご連絡いただき、パスワードの再発行の手続きを行ってください。

Q. 登録システムの個人情報の管理は大丈夫ですか

A. 登録システムの開発はプライバシーマーク（Pマーク）取得の企業が開発しており、個人情報の保護には万全を期しています。

各単位団においては、ユーザー名とパスワードの管理に充分ご注意ください。

登録手続きについて

Q. 登録更新案内が届きません。

A. 日本スポーツ少年団にご連絡ください。再発送の手続きをいたします。その際、「単位団番号、単位団名称、送付先氏名、送付先住所、送付先連絡先（電話番号）」をご連絡ください。

日本スポーツ少年団連絡先

電話：03-3481-2222（平日 9:30-12:00、13:00-17:30）

E-mail:jjisa@japan-sports.or.jp（送信後、1週間以内に返信が無い場合は、お電話でご連絡ください）

Q. 登録手続きの締切日はこれまでと変わらないのですか。

A. 平成28年度については、これまでと変わらない登録手続きスケジュールとなります。Web登録を行うことにより、登録手続きの事務処理が早くなると考えられるため、平成28年度の手続き状況を踏まえ、単位団からの登録手続き締切日の延長等について、平成29年度以降に検討いたします。

Q. 登録料はどこに納入するのですか。

A. これまでと変わらず、窓口となる市区町村スポーツ少年団へ納入してください。

Q. 登録申請後、追加登録をしたいのですができますか。

A. いったん登録申請を行った後は、登録システムがロック（更新不可）されます。市区町村スポーツ少年団にお問い合わせいただき、登録を受付けられる期間であれば、追加で登録することが可能です。

登録（単位団・指導者・リーダー）について

Q. 新規団の登録はどのように行えばよいのですか。

A. 市区町村スポーツ少年団にお問い合わせいただき、スポーツ少年団登録の手続きを行ってください。その際、市区町村スポーツ少年団から「ユーザー名」と「パスワード」が発行されます。

Q. 新たに単位団の登録をしたいのですが、有資格指導者が2名以上いないと登録できないのですか。

A. スポーツ少年団登録規程施行細則において、「(中略) 指導者は少なくとも2名以上を有資格指導者としなければならない。ただし新規登録単位スポーツ少年団の指導者は、年度内に資格を取得すればよいものとする。」と規定しております。登録年度に資格を取得するようお願いいたします。

Q. 団員も指導者と同様に、前年度のデータが反映された状態で登録作業を行えますか。

A. 平成28年度の登録時においては、平成27年度の団員の情報は入力されていません。平成29年度の更新登録時には、前年度の登録データが反映されます。

Q. スポーツ少年団認定員養成講習会を受講しましたが、登録システムの指導者資格の情報はどのように更新すればよいのですか。

A. 認定員資格番号は都道府県スポーツ少年団にて管理します。ご自身で入力することはできません。次年度登録までに資格番号がシステムに入力されます。